

改 正 後	改 正 前
個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】 特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ 居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。 なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。 1 特定証券投資信託 特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。 (注) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債権、その他の資産(以下「外貨建資産」といいます。)又は株式(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。)以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合(以下「外貨建資産割合」といいます。)及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合(以下「非株式割合」といいます。)のいずれもが100分の50以下に定められているもの以外のものをいいます。 また、特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。 2 配当控除額の計算 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に依じて計算します。 なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。 (1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10％ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5％ (2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10％ ロ $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額} \\ \text{から1千万円を控除した金額に相当する} \\ \text{部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$ (3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）……次のイとロの合計額 イ $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5％ (4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5％ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5％ (注)1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。 2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5％、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5％が、それぞれ2.5％又は1.25％となります。 なお、具体的な控除額の計算は、裏面の「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」により行ってください。	個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】 特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ 居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。 なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。 1 特定証券投資信託 特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。 (注) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債権、その他の資産(以下「外貨建資産」といいます。)又は株式(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。)以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合(以下「外貨建資産割合」といいます。)及びその株式以外の資産の額がその信託資産の総額のうちに占める割合(以下「非株式割合」といいます。)のいずれもが100分の50以下に定められているもの以外のものをいいます。 また、特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。 2 配当控除額の計算 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に依じて計算します。 なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。 (1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10％ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5％ (2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10％ ロ $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額} \\ \text{から1千万円を控除した金額に相当する} \\ \text{部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$ (3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）……次のイとロの合計額 イ $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5％ (4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額 イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5％ ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5％ (注)1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。 2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5％、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5％が、それぞれ2.5％又は1.25％となります。 なお、具体的な控除額の計算は、裏面の「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」により行ってください。